

法学教室 440 号

演習・問題文

憲法

巻 美矢紀（千葉大学教授）

Xは勤務先のある東京に一人で住んでいるが、東京から約1000km離れたA県Y市の住宅地にある土地・家屋を遺産相続した。家屋は築約30年の木造住宅で、大規模な改修をしなければ賃貸できない状態であった。また更地にすると固定資産税が最大6分の1となる住宅用地特例が適用されなくなること、家屋の解体には100万円以上費用がかかることから、経済的余裕のないXは上記家屋を放置した（以下「本件空家」とする）。Xは本件空家の適切な管理を怠ったため、老朽化はさらに進み、基礎の大きな歪みが外観目視され、また強風による屋根の隣接道路への一部落下が発見された。

Y市は台風の通り道のため、住民は空家対策を強く要望した。そこでY市は防災の観点から、住民の生命・身体の保護を目的として、空家適切管理条例を制定した。条例によれば、不使用の常態にある空家のうち、事前通知を伴う立入調査を経て、各種専門家からなる審査会により「倒壊等、著しく保安上危険なおそれのある状態」と判断された「特定空家」につき、市長は所有者に修繕、除却等の必要な措置を行うよう指導、勧告を段階的に行うことができ、さらに審査会の判断と意見聴取の手続きを経て、命令を行うことができる。命令に従わない場合には、行政代執行を行い、費用を所有者から徴収しうる。

Y市長は上記条例の手續に則り、Xに本件空家の除却命令を行った。これに対しXは本件条例の違憲性を主張して、違法な命令の取消しを求める訴訟を提起した。

上記事案に含まれる憲法上の問題について論じなさい。

法学教室 440 号

演習・問題文

行政法

大脇成昭（熊本大学准教授）

A は自己所有の土地において自ら開設する病院の全面建替え（建築）をしようと考え、Y 市の建築主事より建築基準法 6 条 1 項に基づく確認（いわゆる建築確認。以下「本件確認」という）を受けた。他方、A の土地に隣接する場所に以前より居住する X は、A のことを快く思っていなかった。X は同法 89 条 1 項による表示の看板を見て A が本件確認を得て着工することを知ったが、この時点でそれを違法なものとは考えていなかった。諸事情により工事は一時中断・遅延したが、本件確認から 1 年後に病院の基礎部分が完成した。この頃 X は建築法令に詳しい知人からの情報に接するなどした結果、A が建築予定の病院が「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という）2 条 17 号にいう特別特定建築物に該当し、かつ政令で定める規模（バリアフリー法施行令 9 条により 2000m²）以上のものであるにもかかわらず、建築物移動等円滑化基準として義務づけられるエレベーターの「かご」（人を乗せ昇降する部分）の寸法要件（バリアフリー法施行令 18 条 2 項 5 号ロ・ハ）を満たしていないことに偶然に気づいた。バリアフリー法が定める基準を満たしていないならば、同法 14 条 4 項により本件確認は違法となる点に着目し、X は抗告訴訟によってその効力を否定することを考えた。しかし、出訴期間を徒過していることから取消訴訟（行政事件訴訟法〔以下「行訴法」という〕3 条 2 項）を諦め、Y を被告として本件確認にかかる、無効確認訴訟（同条 4 項）を提起した。

この場合において、Y の立場から X の訴えを却下又は棄却すべきとの主張をするための根拠について論じなさい。ただし、隣人である X の第三者の原告適格（前回の本演習で論じた）については満たすものとし、また病院の建築工事が完了することによって、X が本件確認を争う狭義の訴えの利益が消滅する局面も考慮に入れられないものとする。

【参照条文】

建築基準法

第 6 条 ① 建築主は、……〔一定規模以上の〕建築物を建築しようとする場合……において、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。〔以下略〕

バリアフリー法

第 2 条 一～一五〔略〕

一六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分を用い、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

一七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。第 14 条 ① 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築……をしようとするときは、当該特別特定建築物……を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。②～③〔略〕④ 前三項の規定は、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定とみなす。

法学教室 440 号

演習・問題文

民法

占部洋之（関西大学教授）

A の父 B は、A が幼い頃に離婚し、男手一つで A を育ててきたが、先日、入院先で死亡し、A が単独でこれを相続した。A は B が残した財産を整理するために、その一つであるマンションの一室甲を訪ねたところ、中から C が出て来て、甲は B と C のものであるとして、A を追い返した。C は、B と 10 年ほど前から内縁関係にあつて、ウェブサイト制作請負業を共同で営み、共同で甲を購入し、甲を居住とこの事業のために共同で占有使用していた。

A が B の子であることを知った C は、A に対して、上記営業を継続するためには、甲が必要不可欠であるから、B が有していた持分を買い取りたいと申し出た。そこで A は甲の登記を確認すると、B が有していた持分は 4 分の 3 で、残りの持分の名義人は D であった。D は金融業者で、C に上記営業のための金銭を融通した際に、その担保として、甲について、売買を原因とする C から D への持分全部移転登記を経由していたところ、その後、C は D との約束通りに金銭を返還したが、C も D も多忙であるために、登記はそのまま放置されていたのであった。

以上の事実を前提として、以下の問いに答えよ。

（問い 1）A は C に対して、甲の明渡し又は不当利得金の支払を請求できるか。

（問い 2）A は D に対して、上記持分全部移転登記の抹消登記手続を請求できるか。

（問い 3）C が、A との共有関係を解消して、甲を単独で所有するためには、どのような事実の存在が必要か。

法学教室 440 号

演習・問題文

商法

笠原武朗（九州大学准教授）

A は F 県 K 郡 U 町在住のいわゆる地元有力者であり、K 郡内の様々な企業に出資を行っていた。その中に、精肉業を営む P 株式会社と、いわゆるスーパーマーケット事業を営む Q 株式会社があり、そのいずれについても A は発行済株式総数の 20% に当たる株式を有していた。P 社は公開会社であり、株券発行会社であったが、A は株券の交付は受けていなかった。Q 社は公開会社ではなく、株券発行会社でもなかった。P 社と Q 社の代表取締役社長は A の知人である B であったところ、B の精肉業における才覚により P 社の事業は好調で、P 社の小売事業を引き継ぎ発展させた Q 社も順調に成長していた。

A には大学法学部 4 年生の娘の C と小学 5 年生の息子がおり、A は 2 人に自分の資産を徐々に引き継がせていきたいと考えていた。そこで、A はまず保有する P 社株式の全部（「本件 P 社株式」）を C に譲渡することとし、B と C に話をして P 社の株主名簿上の名義を A から C へと書き換えてもらった。

その年、業績好調な P 社は多額の剰余金配当を行い、それにより C は 1000 万円の配当金を得た。これは、それまで比較的厳しく育てられてきた C の眠っていた欲望を刺激した。「弟が小さいうちに Q 社株式ももらっちゃえ。」C は別件で預かっていた A の実印を無断で利用し、A が保有する Q 社株式の全部（「本件 Q 社株式」）についての譲渡承認請求を C に委任する旨の委任状を作成の上、Q 社に対して譲渡承認請求と名義書換請求を行った。それを受けた B は、本件 Q 社株式についてもいずれ C に譲渡する意向を A から聞いていたこともあり、すぐさま定款の定めに従い取締役会で譲渡承認を行い、C への名義書換えも行った。

事業拡大中の Q 社は、当座、配当等を行う予定はなかった。それを知った C はすぐさま本件 Q 社株式を売却することとした。C は B に相談し、B は売却先として Q 社のほかの株主である D を紹介した。必要な手続が採られた上で、本件 Q 社株式は D に売却され、C は 5000 万円の対価を得た。

Q 社の定時株主総会の時期が近付いても A には何も連絡がなかったため、以上の経緯は A の知るところとなった。怒った A は、C へのいろいろなお仕置きに加えて、本件 P 社株式と本件 Q 社株式を取り戻したいと考えている。A は C や D に対して自己が株主であると主張できるだろうか。

法学教室 440 号

演習・問題文

民事訴訟法

加藤新太郎（中央大学教授）

次の教師と学生の問答において、(1)から(5)について、学生はどのように答えるべきかを検討しなさい。

教師：境界確定訴訟は、処分権主義・弁論主義という民事訴訟の基本原則に制約が加えられています。その意味で、境界確定訴訟を考えることにより、処分権主義・弁論主義の理解をより深めることとなります。まず、境界確定訴訟の性質をどのように考えるべきかという問題があります。これには、境界確定訴訟を所有権の範囲の確認請求訴訟とする見解とそのように考えない見解があります。前者は、境界確定にかかわる紛争の実態に鑑みて係争地の所有権に関する争いも同時に解決すべきであると考えられるものですが、少数説です。そうでない多数説は、境界確定訴訟の性質をどのように説明していますか。

学生：〔 (1) 〕

教師：その立場からすると、何が形成の対象となるのでしょうか。

学生：〔 (2) 〕

教師：その立場は、境界確定訴訟は所有権確認訴訟の要素を払拭したものとみているわけですね。そうしたことから、処分権主義・弁論主義に制約が加えられるのですが、審理にどのような特色があると解されているのでしょうか。

学生：〔 (3) 〕

教師：境界確定訴訟において当事者適格を有するのは誰ですか。

学生：境界確定訴訟においては、相隣地の所有者が当事者適格を有するとされています（最判昭和 58・10・18 民集 37 卷 8 号 1121 頁）。

教師：所有権の範囲の確認請求訴訟と捉えれば、相隣接する土地の所有者に境界紛争の当事者適格を認めることは当然であるといえますが、境界確定訴訟と係争地の所有権の帰属および範囲についての確認請求訴訟との関連性を認めていない立場からは、「相隣接する土地の所有者でなければ、境界紛争の当事者適格を欠く」ということはどのように説明することになるのでしょうか。

学生：〔 (4) 〕

教師：裁判官の心証では、取得時効が成立して裁判官が境界線だと判断するところの両隣りが被告の所有権の対象となっているとします。このとき、当事者適格はどうなりますか。

学生：〔 (5) 〕

法学教室 440 号

演習・問題文

刑法

十河太朗（同志社大学教授）

(1) Xは、Aホテルの一室で宝石商のBが宝石の販売会を開くことを知り、Bから宝石を奪おうと考えた。Xは、その部屋を訪れ、「宝石を購入したいという人が隣の部屋で待っている。ただ、その人は訳あってあなたと直接会えない。私が宝石を預かって隣の部屋でその人に見せて交渉してくる」とBに嘘をついた。これを信じたBは、Xに宝石を数点渡した。Xは、その宝石を鞆に入れてすぐにAホテルを出た。

そのころ、Bは、Xに騙されたのではないかと不安になり、Xを探したところ、Aホテルの近くの路上でXを発見した。Bが「騙したな。代金を払わないなら宝石を返せ」というと、Xは、所携のナイフをBの首に突きつけ、「殺されたいか。帰れ」とBに命じた。Bは、殺されるのではないかとこの恐怖のあまりその場に座りこんだ。その間に、Xは宝石を持って逃走した。

(2) Xは、逃走中に通行人のCと肩が当たり、Cと口論になった。興奮していたXは、殺意を抱き、手拳でCの顔面を殴打した（第1暴行）。Cは、倒れて頭部を地面に強打し、意識を失ったようにほとんど動かなくなった。Xは、「俺に勝てるとでも思ったのか。俺の力を思い知っただろう」などと叫びながら、倒れているCの頭部を力任せに蹴った（第2暴行）。

その後、Xは、ふと我に返り、大変なことをしたと思ってCの様子を見た。Cの救命には医療機関による治療が必要であったが、すぐに治療を要請すれば確実に救命が可能であった。しかし、Xは、「助けなくてもCが死亡することはないだろう」と思い、Cをその場に放置して立ち去った。

数時間後、Cは、第1暴行または第2暴行から生じた外傷性くも膜下出血により死亡した。ただし、いずれの暴行が致命傷を与えたのか、あるいは、両暴行が相まって致命傷を与えたのかは、判明しなかった。

Xの罪責を論じなさい。

法学教室 440 号

演習・問題文

刑事訴訟法

三好幹夫（上智大学教授・弁護士）

K 巡査は、同僚とパトカーで警ら中の午前 1 時頃、窓を開放しラジオを大音量で鳴らしている車があるとの市民からの通報で、現場に駆け付けたところ、乗用車内で X がハンドルにもたれて眠っているのを認めた。X の吐息には酒臭があったが、K 巡査に気付くや、同車を急発進させたことから、K 巡査らは、サイレンを鳴らして約 3km 追跡し、X は、やがて停止した。K 巡査が駆け寄ると、X が再び発進しようとしたため、K 巡査は、窓から手を差し入れ、スイッチを切るとともにエンジンキーを取り上げ、運転を制止した。逃走を諦めた X が降車し、運転席横で職務質問に応じ、氏名等を述べたことから、K 巡査は、X の前歴照会をし、覚せい剤使用等の前歴が判明した。K 巡査は、X の顔色や態度から覚せい剤所持を疑い、X に対し所持品や乗用車内を調べたいと言って、約 1 時間にわたり説得したが、X が応じなかったため、警察署に薬物係警察官の応援を求めた。約 20 分後に部下らと駆け付けた L 警部補は、K 巡査からそれまでの状況を聞き、X の様子も見て、覚せい剤使用の疑いを持ち、引き続き所持品等を見せるよう説得した。X がこれに応じなかったところ、L 警部補は、いきなり X の膨らんだジャンパーの内ポケットの中に手をやり、焦げ目の付いたガラスパイプを取り出し、これは何かと説明を求め、次いで、車窓から運転席下をのぞき込むなどしたところ、空の小さなビニール袋等が散乱していた。L 警部補は、乗用車内を調べてよいか確かめたところ、X は、ふてくされた態度で「ばかやろう。勝手にしろ」と言った。L 警部補は、部下に車内を調べるように命じ、部下らがドアを開放した上、懐中電灯を用い、座席のシートを前後に動かすなどして、車内を丹念に調べたところ、運転席に敷いてあったマット下に白い覚せい剤粉末の入ったビニール袋 1 個を発見し、午前 3 時頃、X を現行犯逮捕した。これらの捜査活動は、適法か。